

滋賀県立図書館雑誌カバー広告掲載要綱

平成31年3月15日

最終改正 令和5年3月29日

(趣旨)

第1条 この要綱は、滋賀県立図書館（以下「県立図書館」という。）雑誌コーナーに配架している最新号雑誌のカバーに掲載する広告の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「雑誌カバー広告」とは、県立図書館雑誌コーナーに配架している、最新号雑誌に付する外付け型の閲覧用カバーに掲載する広告をいう。

(雑誌の選定)

第3条 広告主は、図書館が作成した雑誌リストの中から広告を掲載する雑誌を選定するものとする。

(広告の掲載基準)

第4条 広告の内容は、広報として公共性、品位および信頼性を損なう恐れのないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令に違反し、または違反するおそれのある広告
 - (2) 公の秩序または善良の風俗に反するおそれのある広告
 - (3) 人権を侵害し、または差別を助長するおそれのある広告
 - (4) 選挙に関する広告
 - (5) 政治性のある広告
 - (6) 宗教性のある広告
 - (7) 社会問題についての意見広告
 - (8) 個人の氏名の名刺広告
 - (9) 誇大、虚偽、誤認等のおそれのある広告
 - (10) 主として人事募集を目的とする広告
 - (11) 責任の所在が不明確な広告
 - (12) その他本県の財産を活用した広告として適当でないと認められる広告
- 2 前項に規定する広告の内容その他の広告の掲載に関する基準（以下「掲載基準」という。）は、県立図書館が別に定める。

(広告の掲載位置、規格等)

第5条 広告の掲載位置および規格については、次のとおりとする。

(1) 広告の掲載位置 雑誌カバーの表紙面および裏表紙面の2カ所とする。

(2) 広告の規格

大きさ

雑誌最新号表紙カバー ①A4以上の雑誌…A6 (はがき大・100×148mm) 以下

②B5以下の雑誌…B7 (名刺2枚大・91×128mm) 以下

雑誌最新号裏面カバー 各雑誌の大きさ以下

内容

表紙面に広告主の名称および連絡先、両面の右上に「**広告**」の表示を含むこと。

2 広告の禁止制限事項等については、次のとおりとする。

(1) 雑誌の一部と見誤るような、誤解を与えたりするおそれがあるもの

(2) 閲覧者に不快感を与えるおそれがあるもの

(3) その他広告の表現として適当でないと県立図書館が認めるもの

(広告掲載の募集方法)

第6条 広告主の募集は、原則として滋賀県立図書館ホームページでの定期募集により行うこととし、次の各号に掲げる事項に適合するものを優先して、広告主の決定および掲載順の決定を行うものとする。優先順位を決定することができない場合は、抽選で決定する。

(1) 公共性が高く、県民の福祉の向上につながるもの

(2) 滋賀県家庭教育協力企業協定制度 (しがふぁみ) により協定を締結している企業等にかかるもの

(3) 県内に主たる事業所、営業所、店舗等を有するもの

2 前項に規定する定期募集の結果、広告枠に空きがある場合は、先着順による随時募集を行うものとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告を掲載する期間は、1カ月単位とし、最長当該年度の3月末までとする。

2 雑誌カバー広告の掲載を開始する日は、原則として当該広告を掲載する月の初日とし、終了する日は、当該広告を掲載する月の末日とする。ただし原則によれない事情がある場合は、掲載希望月の任意の日から、翌月同日の前日までとする。この場合の広告掲載開始日は、広告主と県立図書館が協議して定める。掲載開始日が3月中の任意の日となる場合の終了日は、前項の規定にかかわらず、翌月同日の前日とする。

(広告掲載の申込み)

第8条 広告の掲載を希望する者は、「滋賀県立図書館雑誌カバー広告掲載申込書」(様式第1号)および「誓約書」(様式第1号 別紙)により、掲載開始希望月の前月10日までに県立図書館に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 県立図書館は、前条の規定により申込みがあった場合は、第4条、第5条および第6条の規定に基づき審査し、広告主を決定する。

2 県立図書館は、前項の規定により決定したときは、「滋賀県立図書館雑誌カバー広告掲載(不掲載)通知書」により当該申込者に通知する。

(広告掲載条件等の承諾)

第10条 広告主は、前条第2項の規定により広告掲載の通知を受けたときは、県立図書館が指定する期限までに広告掲載条件等承諾書(様式第2号)を県立図書館に提出するものとする。

(広告原稿の作成および提出)

第11条 広告主は、県立図書館の指定する日までに、原稿を県立図書館の指定する場所に提出するものとする。

2 前項の規定により作成する広告原稿に要する経費は、広告主が負担するものとする。

3 県立図書館は、第1項の規定により提出された広告原稿の内容が第4条または第5条の規定に反すると認める場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第12条 広告掲載料は次のとおりとする。

1 タイトルあたり月額500円(消費税および地方消費税を含む)

月当たりの広告掲載単価に掲載月数を掛けた額に相当する額を納付するものとする。

2 広告主は、原則として広告掲載料を滋賀県が発行する納入通知書により指定日まで一括して前納するものとする。

(広告掲載の方法)

第13条 県立図書館は、第11条第1項の規定により提出された広告を、雑誌カバーの表表紙と裏表紙に添付し、配架するものとする。

2 県立図書館は、前項の規定により掲載した広告を原則として広告掲載終了日の閉館後

に取り外すものとする。

(広告掲載の中止)

第14条 広告主は、自己の都合により、広告の掲載を中止することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を中止するときは、中止しようとする日から起算して5日前までに書面により県立図書館に申し出なければならない。

3 県立図書館は、前項の規定により申し出を受けた場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

(広告掲載料の返還)

第15条 県立図書館は、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて、第12条第1項の規定による広告掲載料について、日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。

ただし、休廃刊等の理由により当該雑誌に広告掲載ができなくなった場合は、協議のうえ、原則として別の雑誌に広告掲載を振り替えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、滋賀県立図書館基本規則によって定められた開館時間、休館日以外に、次の各号に掲げる理由により、臨時休館した場合は、その広告掲載料を返還しないものとする。

(1) 緊急性を伴う施設・機器等の保守または工事の場合

(2) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 第1項および前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第16条 広告主は、広告の掲載期間が複数月の場合は、当該広告の内容を原則として月単位で変更することができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告を変更しようとする場合は、あらかじめ県立図書館に協議するものとし、第11条第1項の規定に準じて広告原稿を作成し、提出するものとする。

3 前項の規定により提出された広告原稿の修正は、第11条第3項の規定に準ずるものとする。

(広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者、滋賀県および県立図書館に損害を与えた場合は、広告主の責任および負担において解決しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第18条 県立図書館は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 第4条または第5条の規定に反すると認めるとき
- (2) 第11条第1項の規定により定められた日までに広告原稿が提出されないとき
- (3) 第12条第2項の規定により定められた日までに広告掲載料が納付されないとき
- (4) 第17条各項の規定に反すると認めるとき

2 県立図書館は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

3 県立図書館は、第1項の規定により広告掲載を取り消した場合で、既に広告掲載料が納付されているときは、納付済みの広告掲載料を広告主に返還しない。

(協議)

第19条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、県立図書館と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、広告の取扱いに関して必要な事項は、県立図書館が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は平成31年3月15日から施行する。

この要綱は令和2年3月18日から施行する。

この要綱は令和5年3月29日から施行する。